



環境リスクPress

アスベスト関連ニュース

2017年8月

さいたま市中央区 周辺住民被害 実態把握へ

さいたま市では、現在の中央区(旧 与野市)にあった「日本エタニットパイプ」(現リソルホールディングス)大宮工場(1932年~1982年)の周辺住民らに、アスベスト(石綿)の吸引による健康被害についての調査を始める。以前から工場労働者の被害は問題になっていたが、2015年以降、周辺住民二人が石綿が原因の「中皮腫」と相次いで認定されたことを受け、市は当時の周辺住民に被害が広がっている可能性が高まったと判断。今後、実態把握に乗り出す。

同工場は、石綿セメント管を製造しており、既に事業場は廃止されている。国から中皮腫と認定されたのは、工場敷地から約200メートルに居住していた方と、約100メートルの職場に19年間働いていた方の2名。

2017年11月1日の期日迫る！外国人技能実習法改正

3ヶ月後に迫った新制度、駆け込み申請急増中！！

2017年3月1日より外国人技能実習法が改正され、本年11月1日より施行されることとなっております。11月1日以降に実習生の入国申請をする場合、従来の入国手続きに加え新たに申請書類の追加がございます。いずれしても実習生が2年目に移行する際にこの申請手続きを踏みますが、制度がスタートして間もない期間は企業様にご準備頂く書類が多くなると推測しております。また、同業他社も同様に審査が遅れて入国が遅くなるのではないかと、不安視する声も上がっております。その為、今のうちに入国申請を済ませたいと思う企業様が急増しております。新制度で大きく変わったところは、現行制度最大3名だった企業様も常勤社員数により2倍の実習生を受入れることも可能となったことです。従来との制度と新制度を上手くミックスさせ、メリットを最大限に利用しこの制度を活用して参ります。詳しくは、アジア建設技能促進協同組合【ASPAC】 TEL:45-264-9600まで

土壤汚染対策法 改正についての概要整理①

平成29年5月12日の第193回国会において、「土壤汚染対策法の一部を改正する法律案」が可決されました。平成29年5月19日に公布され、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

●対策計画の提出命令の創設(第7条関係:指示措置の新規制)

●土壤汚染が確認され要措置区域に指定された土地について、措置内容(対策内容)の計画書(記載要綱は今後)提出を義務付け。計画内容の変更命令が提出後30日以内において出されることもある。

●調査契機の拡大(第3条関係:特定有害物質使用特定施設のある土地への新規制)

- 第3条に新たに第7項追加。「第一項ただし書の確認に係る土地」において土地の形質の変更を行う場合、場所と着手予定日について事前届出要。「軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの」は届出の対象から除く。
- 届出後、「環境省令で定めるところ」により、調査命令を都道府県知事が出す
- 「第一項ただし書の確認に係る土地」「軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの」「環境省令で定めるところ」については、今後施行令、施行規則等で示される。